

CO2 サプライチェーン構築に係る実現可能性調査公募 質問への回答

※ 類似の質問等、一部の質問はまとめたかたちでの回答としています。

No.	カテゴリー	質問	回答
1	応募要件	第1号様式(確認書)の1(1)ウその他、都が必要と認める者に、必要理由の記述欄があるが、どのように記述すれば良いか。	前提として、1(1)ア・イのどちらにも該当しないと想定します。その場合、「都が必要と認める」と考えうる理由について記載してください。
2	応募要件	本事業における対象施設(清掃工場)について、応募時点で管理者との事前調整・合意はどの程度求められるか。採択後の調整を前提とした提案は許容されるか。	応募時点では、事前調整は必要ありません。
3	応募要件	本案件において、複数企業によるコンソーシアム形式での提案は可能という認識でよろしいでしょうか。また、その場合の再委託・再々委託についての可否や条件等がございましたら、あわせてご教示いただけますと幸いです。	公募要領に記載のとおり、複数の事業者等が提携して応募することも可能です。また、代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできません。ただし、FSにおいて必要が生じた場合、委託等による協力企業の追加は可能です。FSを行う中で協力企業等の追加が想定される場合には、申請時において追加が想定される協力企業(企業名まで明確となっていない場合には、業種や企業の役割等)を記載し、予め必要経費を計上してください。
4	応募要件	提案にあたっては、代表企業(元請)は1社とする必要があるのか、あるいは複数社による体制も許容されるのか、ご教示いただけますでしょうか。	代表事業者を1社決める必要があります。
5	応募要件	提案時点において、協業企業・対象施設等ほどの程度まで確定している必要がありますでしょうか。(例:基本合意レベルでよいのか、詳細合意が必要か)	代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできない点を考慮ください。
6	応募要件	採択後において、参画企業や役割分担の変更はどの程度許容されますでしょうか。	代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできない点を考慮ください。
7	応募要件	公募要領「4 応募対象」及び「15 よくある質問」Q9について、単独応募の場合は構成事業者の届出はいるか。	協力企業に委託等はするものの単独応募となる場合には、構成事業者の届出は必要ありません。
8	応募要件	「同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと」とされていますが、過去に補助を受け類似の調査・検討を行っていても、今回は別のケースとして調査・検討を行うため、上述の対象外と考えて宜しいでしょうか。	今回申請するFSで実施予定の内容と同様の内容について、過去に補助を受けている場合には、応募要件の対象外となります。実際に対象となるか否かについては、応募書類を見て判断します。
9	応募要件	(2)の都指定施設以外の場合には、今後建替え、改修等が発生する施設を指定することは妨げないとされていますが、(1)の都指定施設にはこの記載がありません。同様に建替え予定施設で提案をしても宜しいでしょうか。	都指定施設で建て替え、改修等の予定がある施設について、今後のFSの実施スケジュール等も考慮したうえで指定することは妨げるものではありません。ただし、調査の候補とする清掃工場は、応募者において指定したあと、当該清掃工場での調査の実施については、採択後に東京二十三区清掃一部事務組合との調整を踏まえ、最終決定します。
10	応募要件	単独事業者の提案と複数事業者の提案のどちらが望ましいか、推奨はございますでしょうか?	推奨はありません。

11	応募要件	実施体制として、代表事業者、構成事業者、協力事業者、協力想定事業者が混在する形を想定しますが、差し支えないでしょうか。 また、協力事業者や協力想定事業者は、応募時に記載した事業者から他の事業者に変更させていただきたい場合があります。応募中や採択後に変更させていただくことは可能でしょうか。	混在する形でも構いません。また、F Sを行う中で協力企業等の追加が想定される場合には、申請時において追加が想定される協力企業（企業名まで明確となっていない場合には、業種や企業の役割等）を記載し、予め必要経費を計上してください。
12	応募要件	今回のFSについては、「CO2排出を避けられない産業において、CCU（Carbon Capture and Utilization）のバリューチェーン構築を進めることが重要であり、その構築が可能か否かの検証」とCCUに限定される記載のされ方をしていますが、応募テーマについては、幅広くCCUSに関連したテーマで応募可能と理解して良いでしょうか。	実証内容に応じてご提案ください。
13	応募要件	自社で受給した他の補助事業と今回の事業は別と考えるが、重複とはみなされないという理解で良いか。	実際に受給された補助事業の内容と、今回の提案内容を勘案して判断します。
14	調査内容	本FSにおける「小規模実証」の範囲について、机上検討中心とすることは許容されるか。また、外部インフラ（例：京浜島水素）を活用した実証は対象となるか。	机上検討中心となることも認められます。また、外部インフラを活用した実証についても対象となります。
15	調査内容	CO2回収・利活用により創出される削減価値（クレジット等）の帰属に関する前提について、想定されている基本的な考え方があればご教示いただきたい。	特段の前提はありません。
16	調査内容	本事業において、CO2の輸送や利活用の一部工程が都外に及ぶ場合は許容されるか。また、基本的に都内完結を求める場合、その範囲の解釈についてご教示いただきたい。	CO2の輸送や利活用の一部の工程が都外に及ぶことは認められます。
17	調査内容	調査に際してCO2利用製品の試作のために実証試験を行う際、実証試験で用いるCO2は調査対象施設外のCO2でも構わないか。調査対象施設でのCO2回収は調査期間中には開始しないため、市販の液化炭酸ガスを実証試験で用いることを想定している。	提案書に記載された内容に基づき、審査します。
18	調査内容	公募要領4ページ「・詳細検討に資する実証の計画・実施、実施した実証に基づく課題整理」について、CO2回収だけではなくCO2利活用についても対象と考えて良いでしょうか？（前後に記載されている実施項目は、いずれもCO2回収についての項目のように読めるため）	ご認識のとおりです。
19	調査内容	公募要領4ページ「・CO2の回収を事業化するにあたり必要となる各種申請手続き、適用法令、基準の整備状況の整理」は、CO2の回収だけでなく利活用も対象と考えて良いでしょうか？	ご認識のとおりです。
20	調査内容	公募要領4ページ「・CO2の利活用先に応じた液化設備、脱硫・脱硝等装置、中間貯蔵設備等の検討」は、CO2利活用に使用する水素インフラ設備（水電解水素製造設備など）も含めてよろしいでしょうか？	実証内容に応じてご提案ください。
21	調査内容	公募要領4ページ「・利活用設備導入による既存設備の切り替えコスト等の比較」は、どのような内容を想定されているか、もう少しご説明を頂けないでしょうか？	実証内容に応じてご検討ください。

22	調査内容	公募要領4ページ「・最終的な利用者（オフテイク）が許容可能なCO2価格の検討」について、オフテイクがCO2利活用品（燃料や化学品など）を購入するケースの場合、「許容可能なCO2価格」を「許容可能なCO2利活用品の価格」と読み替えても良いでしょうか？	実証内容に応じてご提案ください。
23	調査内容	実証について、FS期間中に実機への接続を行わず、ラボレベルの試験で実証の計画を構成しても構わないでしょうか？	構いません。
24	調査内容	応募コースと調査における排出源について： 公募要領「6. CO2 サプライチェーン構築にかかる実現可能性調査について」では、（1）都指定施設（清掃工場）または（2）都指定施設以外の排出源を対象に二つのコースに分けられ、“採択事業者は、排出源からCO2を回収し活用するまでの一連のサプライチェーンの実現可能性について調査を行うものとし、次の（1）又は（2）のコースから選択するものとする。”とあり、また、「15. よくある質問 Q4」では“代表事業者として応募することができるのは1コース1件のみだが、両コースに同時に応募することができる。また、構成事業者として参画する場合は、両コース内で複数の調査に参画することを妨げない。”とありますが、弊社では回収したCO2の活用を検討する際に、多様な排出源から回収したCO2の品質を比較検証することも考えております。この場合は、コース（1）に応募して、清掃工場及びそれ以外の排出源からのCO2を回収し、可能性を調査することは可能でしょうか。	採択されたコースに応じた排出源で調査することになります。他の排出源も調査することは妨げませんが、協定金の対象とはなりません。
25	調査内容	都指定施設以外の都内排出源について、工場・商業施設等の比較的規模の大きい施設に加え、都市内に点在する小規模な設備等を含め、それらを組み合わせた形での回収・活用モデルの検討は可能でしょうか。 また、この場合、分散型設備や移動体は補助的な位置づけとして扱うことで、調査対象として問題ないかご教示ください。	問題ありません。
26	提出書類	例えば提案等をword形式で作成し、体制図等を別紙としてパワーポイント形式で作成する場合、すべて合わせて30ページ以内という認識でよろしいでしょうか。（提案資料内の別紙は提案書のページ数にカウントされるでしょうか）	参考資料については30ページには含みません。
27	提出書類	（4）事業推進力に「責任者」という記載がございます。「責任者」の定義・役割を教えてくださいいただけますでしょうか。（「責任者」が出席な会議体の有無、出席頻度等）	FS実施に当たって、当該事業者の中で責任を持つ方を指し、責任者の出席が必須となる会議等は想定しておりません。
28	提出書類	代表者名は東京都の入札参加登録資格者の認識でよろしいでしょうか。	代表取締役等を想定しています。
29	提出書類	公募への提案時に資金計画書を作成いたしますが、科目別シートに記載する品目の粒度はどの程度まで細かくする必要がありますでしょうか。 例）配管部材1式、継手類1式、計器類1式等の記載は許容されますでしょうか。	提案書に記載している内容との関連がわかり、金額・使途がわかる程度の記載としてください。
30	提出書類	公募への提案時に、資金計画書に記載した内容・品目に対する見積書の添付は必要となりますでしょうか。	見積書の添付は必要ありません。
31	提出書類	納税証明書は原本は不要で、コピーのPDFのみの提出でよろしいでしょうか？	データで提出してください。

32	提出書類	応募対象にはア、東京都内に支店・営業拠点を有する法人、イ、サプライチェーン構築に係るF Sの実施が可能である法人、ウ、その他、都が必要と認める者の3つが記載されていますが、第2号様式の関係資料の納税証明書として法人都民税が指定されています。東京都の法人都民税の納税事業者であることは、イヤウの事業者にも必須条件でしょうか。	法人都民税の納税証明書については、イヤウの事業者については不要です。
33	提出書類	第1号様式、第2号様式の代表者は法人の代表権を持つ者を記載すればよろしいでしょうか。また押印（代表者印、会社印）は必要でしょうか。	ご認識のとおりです。押印は任意です。
34	提出書類	第2号様式の関係書類は、代表事業者および構成事業者に必要なですが、協力事業者については不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35	提出書類	第3号様式の2（資金計画書）は、代表事業者、構成事業者ごとに記載すればよろしいでしょうか。その場合、総括表の様式はどのようにすればよろしいでしょうか。また、協力事業者や協力想定事業者の資金計画は、代表事業者または構成事業者を含む形で記載すればよろしいでしょうか。	資金計画書は、代表事業者に出していただきます。「2.外注・委託費」シートの「依頼先」に、協力企業を記載します。
36	提出書類	「事業提案書（第3号様式）」は、最大30ページと指定されていますが、適宜添付する「参考資料」はこの30ページの制限に含まれますでしょうか。また、参考資料自体の枚数等に制限はありますか。	参考資料は30ページに含まれません。参考資料の枚数の制限はありません。
37	提出書類	協力企業について 構成事業者の他に、協力企業の参画を予定しています。協力企業についても、「5 応募要件（1）同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは過去に受けていないこと。」の要件を満たす必要がありますでしょうか。 また、協力企業についても、⑤会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）⑥法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る）⑦納税証明書（法人事業税及び法人都民税）（直近1年分）⑧財務状況（決算書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書等）（直近1か年分）⑨CO ₂ 関連産業に資する取組実績を示す書類の提出が必要となりますでしょうか。 加えて、協力企業についても⑩構成事業者一覧（第4号様式）に記載する必要がありますでしょうか。	構成事業者・協力企業についても、同様の要件です。また、構成事業者とは異なり、①確認書、⑤会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）、⑥法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）、⑦納税証明書（法人事業税及び法人都民税）（直近1年分）、⑧財務状況（決算書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書等）（直近1か年分）、⑨CO ₂ の回収・輸送・利活用の取組実績を示す書類の提出は必要ありません。

38	提出書類	<p>法人関係書類の提出について 応募書類として求められている以下の書類について、⑤法人の履歴事項全部証明書（写し） ⑥納税証明書（法人事業税及び法人都民税）⑦財務状況（決算書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書等） 上場企業においては、有価証券報告書等により財務情報や会社概要を公表しております。この場合においても、上記⑤～⑦の書類について個別に取得・提出が必要となるか、公開資料（有価証券報告書等）の提出により代替可能か、または免除となるかなどについて、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>公募要領に定めている資料の提出が必要ですが、既に公開資料がある場合は、URL等の提出により代替が可能です。</p>
39	提出書類	<p>第1号様式 確認書 1（2）機密情報を適切な手段・方法で保護できる体制とは、 例えば情報管理規定や暗号化システム等を指すという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
40	提出書類	<p>第2号様式 令和8年度 CO2 サプライチェーン構築に係る実現可能性調査 公募申請書 2⑧CO2 関連産業に資する取組実績を示す書類とは、 社会実装に限らず、研究開発や実証段階の取組も該当するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
41	提出書類	<p>第3号様式 事業提案書 基本的には2030年以降に実施する事業について記載するものと理解しておりますが、 （2）事業計画については、2026～2027年の実現可能性調査のスケジュールを記載する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
42	提出書類	<p>第3号様式 事業提案書 3 本事業完了とは、 自走可能となり都からの支援が終了する状態を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、想定されている事業完了時期がありましたら、ご教示願います。</p>	<p>FSの支援期間が終了する時期を指しており、令和10年3月となります。</p>
43	提出書類	<p>公募要領P7 財務状況に関する書類のうち、決算書の勘定科目内訳書について、役員報酬等の個人情報に該当する項目も提出が必要となるか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>必要ありません。</p>
44	提出書類	<p>公募要領の4ページの6. CO2サプライチェーン構築に係る実現可能性調査についての（1）ウ、「採択後、応募時に策定した事業計画に基づき、各年度の年度計画を作成し、各年度末に当該年度計画に基づく取り組みを完了すること。」とございますが、ここで記載の「応募時に策定した事業計画」とは、応募書類の③事業者提案書の中に記載する事業計画を指しているかと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

45	提出書類	公募要領の「15 よくある質問」のQ9の回答にて「協力企業の追加は可能である。」と記載されていますが、公募要領では、「協力企業」の表記がありません。「協力企業」とは、採択事業者（構成事業者を含む）がFS事業を委託する会社であり、「10 審査・決定について（2）審査基準」の実施体制に記入する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	委託等による協力企業は、第3号様式の2の「2. 外注・委託費」シートの「依頼先」に、協力企業を記載します。また、提案書の「実施体制」で、各事業者の役割を示しつつ、体制図等により記載してください。
46	審査基準	審査基準の2.実施内容の「都に還元されるものになっているか」とは、具体的にどのようなものを想定されているか。	公募要領の「1 事業の目的」、「6 CO2サプライチェーン構築に係る実現可能性調査について」、「10 審査・決定について」、「15 よくある質問」等を踏まえてご提案ください。
47	審査基準	審査において、技術的優位性と事業化可能性（例：契約見込み、収益性）のどちらがより重視されるか。	公募要領に則って、提案内容に基づいて審査が行われます。
48	審査基準	本事業において、複数のCO2利活用先（例：e-methane、コンクリート固定、クレジット等）を組み合わせたサプライチェーンを提案する場合、単一用途と比較して評価上どのように扱われるか。複数用途を前提とした提案は加算対象となるか。	公募要領に則って、提案内容に基づいて審査が行われます。
49	審査基準	CO2の利活用方法の検討にあたり、CCS（地中貯留）や、建材等への固定化を伴うCCU（長期固定）、ならびに燃料・飲料等での直接利用を含むCCU（循環利用）など、様々な選択肢が想定されます。 本事業の評価においては、CO2の削減効果（固定期間等）やLCAの観点と、都市内での利活用モデルやサプライチェーン構築といった観点のうち、どのような点が特に重視されるかご教示いただけますでしょうか。 また、CO2の長期固定を伴う手法と、資源循環型の利用を前提とした手法について、削減効果と事業モデルの双方の観点から評価上の位置づけに違いがある場合は、その考え方についても可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	公募要領の「1 事業の目的」、「6 CO2サプライチェーン構築に係る実現可能性調査について」、「10 審査・決定について」、「15 よくある質問」等を踏まえて記載してください。
50	審査基準	公募要領「10 審査・決定について」の2（実施内容）のCO2回収・利活用の東京都モデル構築の実現可能性に記載の、他の事業者への波及効果があり、“都に還元されるもの”に関して、どのような形で“都に還元される”ことを想定されておりますでしょうか。また、その還元される形態は採択基準に影響を与えるものかについてもご教示いただきたく存じます。	公募要領の「1 事業の目的」、「6 CO2サプライチェーン構築に係る実現可能性調査について」、「10 審査・決定について」、「15 よくある質問」等を踏まえて記載してください。
51	審査基準	公募要領「10 審査・決定について」の2（実施内容）のCO2回収・利活用の東京都モデル構築の実現可能性に記載の、応募事業は“東京都の特性等踏まえ”に関して、例として“東京都の特性等”とはどのようなことを指すかご教示いただきたく存じます。	他自治体の状況等も踏まえて、東京都の特性に応じた提案をいただければ幸いです。

52	審査基準	本FS事業は、将来の事業化に向けた詳細な設備仕様や経済性を検証することを目的とするものと理解しております。このため、審査基準において求められている応募時点の提案書への「回収・利活用量の規模（例：〇〇t/日）」や「経済的な波及効果（想定）」の記載については、現時点での目標値または事業化に向けた想定を示すことで足り、応募段階で精緻な根拠を伴う最終的な定量効果の確約までを求めるものではない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	審査基準	公募要領の9ページの10. 審査・決定方法について（2）審査基準の表中「3実施体制/費用」の箇所、経費の見積書書式は第3号様式の2資金計画書でよろしいでしょうか？	費用は資金計画書に記載してください。
54	支払経費	公募要領P13の設備導入費イに記載の「工場等」も東京都内の定めか。全て東京都内が条件の場合、申請者や構成事業者の関係会社等で良いか。その場合、関係会社等も構成事業者として、公募要領P7(2)応募書類に定める該当書類提出が必要か。	都内のCO2排出源を設定したうえで、当該拠点からCO2を回収し、都内外問わずCO2を利活用し、最終的に消費者または需要家による利用に至るまでの実現可能性を調査することを想定しています。 構成事業者については、公募要領に定めている書類提出が必要です。
55	支払経費	公募要領P9 実施体制、費用について、清掃工場の敷地内にCO2回収・利活用設備を設置することになりますが、事業や設備等の主体はどのような形をお考えでしょうか。 例えば、①清掃工場の整備事業のように、都が事業を発注し、設備費の一部を支援しつつ設備を所有される形か、②採択事業者が都の承認を得た民間事業を実施し、設備は採択事業者が所有するが、設備費の一部を都が支援する形か、③それ以外か。	公募要領に記載しているとおり、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達するため、①は想定しておりません。
56	支払経費	焼却施設の排ガスのCO2処理費用として、都が事業者へ処理費用を支払うことは想定できるか。	採択事業者に対する本協定金以外で、都からの直接の支払いは想定していません。
57	支払経費	大田清掃工場（新工場）を対象にFSを行う意向だが、盛り土の処分費積算費用は支給経費扱いとなるか。	公募要領の「対象とならない経費の例」をご確認ください。
58	支払経費	費用を掛けて購入した設備（耐用年数あり）は、FS事業（2年）が終了した後はどのようにすればよいか。	取得価格が1件100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものとしてお答えします。事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達してください。
59	支払経費	FS事業（育苗・栽培）用として、スギ・ヒノキ・マツ・ユーカリ・ハコヤナギ（ポプラ）の苗木、また微細藻類や大型藻類の各種株を購入した場合、消耗品費として計上できるか。 金額基準や2年程度の反復使用に耐えないなど条件が定められており、伺いたい。 またFS事業終了後、上記の苗木や各種株はどのように扱えばよいか。	提案書に具体的に記載してください。 なお、FS事業終了後は、原則は原状回復いただく想定です。
60	支払経費	FS事業用に借地した場合、借地料を対象経費として計上することは可能か。	借地料は対象経費となりません。
61	支払経費	複数事業者で構成されるコンソーシアムにおいて、人件費・外注費・設備費等の経費計上や按分方法について、留意すべきルールや制約（代表事業者への一括計上等）があればご教示いただきたい。	公募要領13ページ以降の別表の注意事項のほか、11ページに記載のとおり、経費については申請時に提出する資金計画に記載された合計額を上限とし、採択後に合計額を追加変更することはできない点について特にご注意ください。

62	支払経費	調査に関わる人件費の計上の社内手続きが煩雑となる場合、人件費を計上しないという選択肢はあるでしょうか。	人件費を請求しないという選択肢もありえます。
63	支払経費	中古品の購入費用は対象外と記載されているが、現在別の実証試験で使用されている機器を改造して使用するための改造費用は対象となるのでしょうか。	公募要領に記載のとおり、既存機械設備等の改良や修繕等に係る経費は対象となりません。
64	支払経費	協力事業者となる場合、かかる費用は代表事業者の「外注・委託費」に含める認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	支払経費	構成事業者となる場合でも、かかる費用は代表事業者の「外注・委託費」に含める認識でよろしいでしょうか。	代表事業者と構成事業者間での資金のやりとりは当事者間でご調整ください。
66	支払経費	構成事業者が試験装置の各部材等を組み上げ、据え付ける作業を外注する費用は対象となりますでしょうか。 また、その場合の科目は「外注・委託費」が適切でしょうか、あるいは「設備導入費」が適切となりますでしょうか。	提案内容に基づき、審査されます。
67	支払経費	設備導入費の注意事項に「1件100万円(税抜)以上の購入品については、原則2社以上の見積書が必要となる」と記載がありますが「外注・委託費」や消耗品費等では見積書は不要と考えて問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
68	支払経費	調査に必要な情報収集のための海外出張（学会、シンポジウム、メーカーヒアリング等）は経費として計上可能でしょうか？	当該事業に直接必要な国内・海外出張に係る交通費、宿泊費等の経費は旅費となります。
69	支払経費	外注費は、総額のどの程度まで認められるでしょうか？人件費や外注費の比率の制限はございますでしょうか？	程度や比率の制限はありません。
70	支払経費	CO2回収や利活用に新規技術が含まれる場合、FSの実施項目として、新規技術の第三者認証の取得（Technology Qualification）を含めることは可能でしょうか？	公募要領に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる可能性があります。
71	支払経費	別表 1【条件】（4）において、財産取得に該当する装置を購入した場合、本事業が終了後に第三者に譲渡、販売することは可能でしょうか。	不可です。
72	支払経費	需要家／消費者段階での市場性検証（受容性・価格許容度）の取扱いについて： 本事業は、都内施設を起点として回収したCO ₂ を利活用し、需要家／消費者へ届くまでの一連のサプライチェーンにおける実現可能性を調査するとされております。 その実現可能性の一部として、最終需要家・消費者における「グリーン製品」としての受容性（購入意向・価格許容度・訴求表現の妥当性等）を確認するため、需要家へのヒアリングなどの市場性検証を実施したいと考えております。 市場性検証（調査・検証活動）は、本事業の実現可能性調査の範囲として位置づけ可能でしょうか。可能な場合、協定金の対象となり得る費目と、対象外となる可能性が高い費目の考え方について、可能な範囲でご教示ください。	協定金の対象経費に該当するかご確認ください。公募要領に記載がない経費であっても、事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる可能性はあります。

73	支払経費	協力企業の経費について 構成事業者の他に、協力企業の参画を予定しています。協力企業に実験を依頼する予定ですが、この場合の経費は「1 協定金の対象経費の科目」のいずれに該当しますでしょうか。外注費・委託費に該当する認識でよろしいでしょうか。 また、協力企業が使用できる経費の上限が設定されていれば、ご教示いただけますと幸いです。	ご認識のとおりです。上限について規定はありません。
74	支払経費	公募要領P9 実施計画、費用に関して、 事業をスモールスタートで開始し、市場の状況に応じて段階的に拡大する実施計画とする場合、拡大フェーズにおいても都からの支援が継続されるとの理解でよろしいでしょうか。また、支援可能な期間や条件等がございましたら、併せてご教示いただけますでしょうか。	支援期間は来年度末までです。
75	支払経費	公募要領P12 「人件費」について 出向社員または期間契約社員は、人件費に含めることが可能かご教示いただけますでしょうか。 また、調査に直接従事したことを示すための「作業報告」について、書式の指定があるかについてもご教示いただけますと幸いです。	対象となるのは、協定事業者の役員及び社員のうち、常態として協定事業者の業務に従事し、協定事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方となります。作業報告については、現時点では指定書式はありません。
76	支払経費	本調査事業での協定金の対象経費について、公募要領 別表 1 協定金の対象経費の科目、及び第3号様式の2 資金計画書に費目記載が御座いますが、当該調査を実施する企業側に発生する一般管理費については協定金の対象となりますでしょうか？協定金の対象となる場合、一般管理費の算定基準についてご教示をお願いします。	対象経費の科目に分類できるものが対象となりえます。
77	その他	成果責任および業務遂行における責任範囲について、代表企業が全体責任を負う形となるのか、もしくは各参画企業ごとに責任を分担する形となるのか、想定される考え方がございましたらご教示いただけますでしょうか。	当事者間でご協議ください。
78	その他	「定期的に報告」と記載がございます。どの程度の期間を想定していますでしょうか。	事業進捗に応じて設定することを想定しております。
79	その他	採択事業者と協定が締結されることになっていますが、協定書案をご提示頂けないでしょうか。	採択後に協議し作成します。
80	その他	東京都の清掃工場の定修スケジュール・炉更新計画、CO ₂ 排出量・排ガス組成・変動データや地質調査の情報を、FSの際に提供いただくことは可能でしょうか？	公募要領の「15 よくある質問」をご確認ください。また、FS実施の際にご相談ください。

81	その他	<p>採択後の公表に当たり、採択事業者と協力事業者について、どのような形で公表されるのでしょうか。弊社は利活用法の検討にあたり、幅広く需要家と意見交換しておりますが、“回収したCO2の品質を確かめるまでコミットできない”との意見を多数受けております。需要家の多くは、現在の生産過程において市場から液化炭酸ガスなどを調達しており、可能性調整の段階で社名を公表されると、既存調達先とのハレーションが起きることを懸念されています。これはCO2 サプライチェーン構築の可能性を調査する上で大きな障壁となるので、できれば利活用事業者の個社名は非公表にし、大手メーカーのような形で記載することは可能でしょうか。もしくは提案書には個社名は記載しますが、非公開にさせていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、公募要領「15. よくある質問 Q9」では“代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできない”とありますが、採択後の調査段階において利活用事業者が確定する場合は、どのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>東京都産業労働局ホームページ等で進捗状況を公表する場合、内容は採択事業者との間で調整します。</p> <p>また、代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできないため、提案時の見込等を記載ください。</p>
82	その他	<p>公募要領「13 その他」(4)に関して、令和9年度の東京都予算において本事業に係る予算獲得の可否が分かる時期はいつ頃になりますでしょうか。負担額や機会損失のリスクを予見するために概要スケジュールで構わないのでご教示いただきたく存じます。</p>	<p>例年の都議会の日程を勘案すると、当該年度の予算は前年度末に確定します。</p>
83	その他	<p>公募要領「15 よくある質問」Q6に関して、環境測定の結果にはCO2濃度の記載がないが、当該データは取得されておりますでしょうか。</p> <p>また、もし未測定の場合、採択後に当該調査を行った調査機関様に依頼して測定いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ウェブサイトで公表されているデータでご確認ください。</p> <p>調査の可否については、採択後の調整となります。</p>
84	その他	<p>CO2サプライチェーン構築に係る実現性可能調査の内容において、サプライチェーンの経済性を算定し、報告することになります。事業者としてはコスト情報を外部に公表することはいたしかねます。</p> <p>東京都に報告した内容は、CO2回収・利活用研究会や外部にそのまま公表されるのでしょうか。</p> <p>何らかの形で外部に公表する場合、事業者の方で内容を制限あるいは相対的な指標で示す形等に編集させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>東京都産業労働局ホームページ等で進捗状況を公表する場合、公表内容は都と採択事業者との間で調整します。</p>
85	その他	<p>コンソーシアム(JV)で応募し採択された場合、協定金は代表事業者に支払われると理解しております。東京都との協定の締結主体について、代表事業者1社のみとなるのか、あるいは、構成事業者全員との連名となるのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>構成事業者がいる場合は、協定締結は連名となります。</p>
86	その他	<p>メールでのデータ提出に当たり、受信システム上の1通当たりのファイルサイズ上限がありましたらご教示ください。</p>	<p>10MBとなります。</p>
87	その他	<p>その他</p> <p>FSに申請した内容に関連する特許について、出願済または出願予定の場合、都による制限が課されるかについてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>都による制限はありません。</p>

88	その他	<p>第三者への情報公開範囲について 詳細な技術情報・数値データ等、公開が出来ないデータが多々あると考えております。 東京都様と採択事業者間で十分に調整をした上で情報提供する旨はございますが、NDA 対象の情報は採択事業者の裁量で開示可否判断が出来るという理解で正しいでしょ うか。 協定締結時の契約条件がないため確認をさせていただきます。</p>	<p>ご理解のとおりです。東京都産業労働局ホームページ等で進捗状況を公表する場 合、公表内容は都と採択事業者との間で調整します。</p>
89	その他	<p>採択事業者は定期的な進捗報告、年度末に実績報告を実施する役割となっております が、各種会議調整は東京都様から委託される事務局にて対応される認識で正しいでしょ うか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
90	その他	<p>報告書内データの信頼性や検証内容について、（学術論文や学会発表と同等の）極めて 厳密な根拠・客観的な裏付けまで必要か。 一般的な実務報告として、結論の妥当性が確認できる水準でよいか。</p>	<p>学術論文や学会発表と同等の極めて厳密な根拠・客観的な裏付けまでは求めませ ん。</p>